

開会（10：45）

- 渋谷英彦委員長 皆さん、御苦労さまです。
ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。
それでは、これより議案の審査を行います。
当委員会に付託された議案は1件であります。
議第51号「令和4年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」を議題といたします。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 岡田光正委員 基本的に、急遽の補正だものですから、災害対策に関してはある程度大ざっぱな数字かなとは思いますが、災害見舞金、一応180件を最大というふうに取りあえず見積もってということなんですが、もしこれ以上増えていったら再補正というのは考えていらっしゃるのでしょうか。
- 杉山広晃地域福祉課長 180万円の追加補正をしておるところでございますけれども、罹災証明等々、課税課のほうで発行されております。その件数の中で居宅に関する罹災証明、床上浸水になるんですけれども、それが180件程度だものですから、これ以上増加は見込まれないというふうに思っております。
以上でございます。
- 渋谷英彦委員長 では、ほかに。ほかにないですか。
- 深田ゆり子委員 7ページ、8ページの農業費、6款1項3目農業振興費の肥料価格高騰緊急対策事業費、この1,748万3,000円は、先ほどの説明ですと国70%、県15%、市独自に上乗せで15%ということなんですが、補正額の財源内訳を見ますと、国、県支出の金額と説明欄の金額が同じで、一般財源がゼロになっているものですから、これはどういう金額なのでしょうか。
- 藤野 大農政課長 まず、財源は地方創生の新型コロナウイルス感染症の臨時交付金を充当することになってございます。支出のほうについては、市の15%分を計上しております、これを対象となる生産者のほうに交付する予算となっております。
以上でございます。
- 渋谷英彦委員長 続けてください。
- 平田泰之政策企画課長 ただいまの御質疑に対するお答えですけれども、市といたしましては、全体で増えた分につきましては15%なんですけれども、補助金といたしましては10分の10ということで、お支払いをさせていただくということになります。
以上でございます。
- 深田ゆり子委員 補助金10分の10で、先ほどの市独自の15%の上乗せというのは含まれていないということですよ、この1,748万3,000円が。
- 大本裕一経済部長 補足をさせていただきます。
恐らく委員の問題意識としまして、国、県と市のそういう負担というところがここはどう出てくるのかということだと思っておりますけれども、今回市の独自の制度としまして、1,748万円という財源、市の支出、これは財源が国の臨時交付金を使っていると、そういうことを、今、農政課長から答弁させていただきました。

国の制度と県の制度は、またこことは別枠でそれぞれ動いていきますので、ただ、農業者の方の申請の負担とか、そういったところができるだけなくなるようにということで、今現在、J A大井川さんと話を進めているという、そういう状況でございます。

10分の10の補助というのは、臨時交付金というものの性質として、市の支出に対して10分の10の補助があると、そういうことでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 すみません。国が70%、県が15%、市独自上乘せで15%という説明と、この金額がちょっとよく分からないものですから。この金額は、地方創生臨時交付金を活用して、市が1,748万3,000円を出しますよということよろしいですか。

分かりました。

○杉田源太郎委員 それでは、7ページ、8ページのところですけど、一番最下段、河川費、このところの河川維持費の450万円、この内訳について知らせてください。

○小長谷雅彦河川課長 杉田委員の御質疑に対してお答えします。

土砂の堆積に対しますしゅんせつが21件、それから、流木の撤去を2件でございます。以上でございます。

○杉田源太郎委員 大体分かったんですけど、河川に土砂が堆積しちゃって、それをしゅんせつしなければならぬという件があると思うのですよ。準用河川、あるいは2級河川になると、県の扱いとはなると思うんですけど、そういうものについては、県のほうにちゃんと依頼がされる、あるいは、ここまでは市がやるよという、そういう件は含まれないでしょうか。

○小長谷雅彦河川課長 2級河川までが県河川となっております。ですので、県のほうで対応していただく分については県のほうで、市のほうが準用河川、普通河川のほうに対応します。

以上です。

○杉田源太郎委員 2級河川について分かってはいるんですけど、市民の方からたくさんいろんな要求は来ていると思うんです、そちらのほうにも。2級河川の件でそういう要望があったときというのは、県のほうへの依頼というのは、市のほうからもしているということよろしいですか。

○小長谷雅彦河川課長 市のほうにそういった情報があれば、県のほうに市のほうから場所とそういった状況を説明しまして依頼をしております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 すみません。先ほどの肥料価格高騰緊急対策事業費のこの金額ですけども、どのように、農業従事者の方に配分されるんだと思うんですけど、その配分の仕方を教えてください。面積で案分されるのか、どういう農業従事者なのか。

○藤野 大農政課長 まず、全体の配分の流れは、基本的には農協さん、もしくは民間の肥料屋さん、こちらのほうで各農業者の申請を取りまとめていただいて、農協さん、または肥料会社のほうから市のほうに補助金の申請をしていただいて、それぞれの団体、会社のほうに市のほうからお金のほうを交付する流れとなっております。

対象となる形なんですけど、今、委員のほうから面積というお話があったんですけど、

そういった面積の算定ではなくて、実際に昨年の肥料費、今年の肥料費、この差の分に対して補助を行う形となります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 了解しました。

○鈴木浩己副委員長 それで、先ほどの杉田委員とちょっと関連しているんですが、恐らく河川維持費じゃなくて道路維持費になるのかなと思うんですが、今回、東益津で結構土砂の堆積とか、市道、県道問わず、私道まで結構たまりました。

それに伴って、市道の沿線にずっと側溝が入っているんですが、その中にも物すごい泥というのだから、ああいうものが堆積をしまして、生活排水だとか、そういったものの排水にも若干影響が出ている地域があるですけれども、こういった側溝に堆積してしまった土砂の排出というのは、道路維持費に含まれていらっしゃるんですか、伺います。

○新村浩三道路課長 今回補正させていただきます道路維持費につきましては、まず、主に、土砂撤去、路面清掃等の費用を含めておりますけれども、その中で、地域の皆様から、やはりそういった側溝のほうに土砂がたまっているというお声のほうもいただいております。

それで、私どものほうも現地のほうの確認を随時させていただきまして、その中でそういった排水ですとか、そういった支障があるものにつきましては、適宜対応していくということで今考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 それでは、またよろしく願いいたします。

○渋谷英彦委員長 鈴木委員、そのまま続けてください。

○鈴木浩己副委員長 それで、9ページ、10ページの一番最後の土木施設災害復旧事業費、今回、栄田川の中根新田地先で護岸が崩落をしたわけなんですけれども、これはあれですか。今日採決をして予算案が通過をした場合に、どれぐらいの工期で、完了がいつぐらいになるかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○小長谷雅彦河川課長 栄田川の災害復旧ということでございます。

ただいま壊れた部分については、既に撤去が完了しております。それから、今後、11月下旬をめどに災害査定を受けまして、年度内の工事の完成を目指しているところでございます。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 年度内には完了してくださるということで安心しました。

それに伴って、今回崩落した場所というのは、もうカーブのところじゃなくて、真っすぐなストレートなところなんですよね。ただし、南側が田んぼの面なんです。ほかのところは、民家があったりだとか、あるいは工場があったりだとかで、南側の向こう側がしっかり基礎だとか、壁がしっかりなっているんですが、あそこだけ田んぼの部分だったんですけれども、この崩落した原因というのは何なんでしょうね。老朽化ですか、それとも、田んぼのほうから逆に栄田川に水が戻ってきて、押されてひっくり返っちゃったか、その辺、分析されていますか。

○小長谷雅彦河川課長 今、委員がおっしゃるように、栄田川のほうがまず増水をいたしまして、堤防を河川の水が溢水したと。そういったことと、裏側が田んぼだということ

もありまして、そちらの水のたまった水、そういったものがブロックの裏側に回ってブロックが押されたと、そういうふうに考えております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

それこそ150……。あそこはもう県道416のあれですかね。あそこまでは、ほぼ同じ時期に護岸整備がされたじゃないのかなというふうに思うんですが、あそこまでの間に、やっぱり南側が田んぼの部分であると思うんですけども、そういったまた点検ですとか、そういったものもぜひお願いしたいなというふうに思います。

要望して終わります。

○秋山博子委員 7ページ、8ページのところで3款1項13目、ここで電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、給付事業費と事務費ということであるんですけども、この金額はどのように計算したのか。それから仕組み、給付の仕組み、その2つを教えてください。

○杉山広晃地域福祉課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

予算のほうですけれども、まず給付費のほうですが、1万4,000世帯の方を対象にしております。

その内訳としては、非課税世帯が1万3,800世帯、家計急変世帯が200世帯見込んでおりまして、トータル1万4,000に5万円を掛けた7億円となります。

事務費のほうですけれども、事務費のほうのトータル1,500万円なんですけれども、その内訳として主なものは、職員の時間外手当、こちらのほうは12人、ケースワーカーが中心、生活自立支援担当と保護担当のメンバーになるんですけども、12名の月平均が30時間で4か月、平均単価2,503円で306万4,000円。

それから、通信運搬費ですね。確認書とか申請書を送付するものですから、その切手代が1万4,000枚、プラス、紹介状ということで2,000枚、計1万6,000に84円を掛けた134万4,000円。

それから、振込手数料がございましてけれども、これが1万5,000件に掛ける110円で154万円。

それから、システムの改修がございましてけれども、そちらのほうはSBSのほうに委託しておるものですから、そちらのほうの委託料が297万円と、それとSBSのほうに封緘作業、確認書、非課税世帯のほうには確認書というものでプッシュ式で郵送するんですけども、そちらのほうの封緘作業が134万2,000円。

それから、給付金室。前回の給付金、10万円の給付金も、先月9月30日まで設置しておりましたけれども、また新たに給付金室を立ち上げなきゃならないものですから、そちらのほうの委託料ですね。そちらのほうは11月から2月までの4か月、延べ13人で、80日掛ける7.75時間、月平均が3.25人で1,980円を掛けまして398万9,000円、こちらのほうが主な金額となっております。

それから、給付の方法ですけれども、まず家計急変世帯、先ほど言った家計急変世帯のほうは、恐らくこちらのほうは確認書というものではなくて、家計急変がされた方というのは、我々、分かりませんので、来庁していただいて申請してもらうんですけども、そちらのほうは11月の下旬から実施したいと思っています。非課税世帯になります

けれども、こちらのほうはシステムが改修できないと確認書が作成できませんので、12月上旬をめどに発送したいなというふうに考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 今回の秋山委員との関連ですけれども、今回1万4,000世帯のうち非課税世帯が1万3,800世帯で、家計急変世帯が200世帯という世帯数が出たんですけれども、前回のときと同じ世帯数でしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 前回の10万円の支給というのは昨年度から行っております。

令和3年度の非課税世帯が対象だったんですけれども、今回追加で、6月ですか、国のほうが令和4年度の非課税世帯も対象となるということになりまして、この9月30日まで給付金室を開放してやっておりましたけれども、令和3年度に一回もらっている方は該当にならないものですから、令和4年度非課税世帯になった方から、令和3年度の非課税世帯の方々を抜いた数、2,800ほどなんですけれども、その方々が新規に支給されました。

ですので、今回その方々と家計急変、9月30日までに支払った方が大体110件、100件ちょっとはあるんですけれども、その方々も含めて今回5万円の支給の対象になります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 6月に支給された方、9月ですか、全部で支給された方も含めてということになりますので、そういう家計急変世帯の方は来庁して申請をということなんですけれども、既に110世帯の方は把握しているということなので、何かお知らせとかは周知されるでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 家計急変世帯で、先ほど言った令和3年度、令和4年度に対象になった方110件程度あるんですけれども、その方々は、一応住所もお名前も分かっておりますので、ダイレクトメールしたいなと思います。

そのほかの方については、我々、把握できていないので、広報とかホームページ等々で周知しまして、給付金室が設置しますので、役所のほうに来ていただきたいということでPRしたいと思っております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。じゃ、ぜひそういうふうにしていただきたいんですけども、お手紙が来て来庁するというので、市役所の本庁舎だけですか。それとも、大井川庁舎も対象に申請ができますか。

○杉山広晃地域福祉課長 申し訳ございません。大井川町の大井川の旧庁舎、そちらのほうも対象にしたいんですが、前回と同様、給付金室、アトレ庁舎の1階に設置してやりました。新庁舎ができてからこちらに引っ越しまして、2Bですかね。2階の会議室を給付金室として立ち上げております。ですので、今回もそちらのほうを給付金室と考えておりますので、本庁舎以外では受付はしないということで想定しております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 やはり家計が急変して大変な世帯が多いものですから、やはりもう一か所、設置していただけるように要望しまして終わります。

○杉崎辰行委員 7ページ、8ページの一番上段です。

庁用自動車の購入費の件なんですけど、台風第15号による車両の損傷ということだった

んですけれども、この状況についてお聞かせください。

といいますのは、その車両を運転して、どういう状況であったか。これ、命の安全に関わること。それと、もう一つ、言っちゃいけないんですが、無駄にここまでちょっと行ってみようという、その職員のあれなのか。そういったことも含んで説明していただければありがたいです。

○落合和弘会計管理者 杉崎委員の御質疑にお答えします。

こちらのほうで頂いております報告書につきましては、令和4年9月24日1時40分頃、水防パトロールの途中で、していたところ、石脇下のほう付近で、立ち往生したところで水位が上がってきて水没してしまったということでございます。

大体この時間につきましては、その前に大体200ミリぐらい雨量があったと思われませんが、一旦、雨がちょっと小康状態になった後でございます。この時間にまた時間当たり70ミリというものが降ったというふうに聞いておりますので、そこで、ある程度水位はあったかもしれませんが、急に水位が上がってしまった状況で水没したというような報告を受けております。

運転者につきましては、近くのガソリンスタンドのほうに避難をしまして無事ございました。決して無理ということではなくて、水防パトロールの一環としまして点検箇所を回る予定で動いたところ、水没したという状況でございました。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 ちょっと失礼なことを言って申し訳ございませんでした。

本当に皆さん、回っていただいているんですが、市内には本当に今言った石脇の箇所、東名の下とか、その下の部分とか、火葬場の近くとか、高崎の下とか、あの辺、一步間違うと急激にぱっと水位が上がるところなんです、私、分かっているのは。

もちろん、市内にはこちらのほうにもあるんですが、そういうところを回られるときには、今、補正予算とは少し関係しないんですが、車の損傷じゃないですよ。命を守るということで、皆さんにも、我々はそう声をかけているものですから、ぜひそういった対応でしていただけたらありがたいと思います。

それと、今ここで、その車両が駄目になったから買わなきゃならないということは、今後もそういうときに使う車として、やっぱり必要だということで判断したわけですか。

○落合和弘会計管理者 現在、市の保有しています共用している公用車は、マイクロバスを含めまして52台ございます。この車につきましては、ふだんのほかの用にも使っている車でございまして、1台なくなると、調査とかそういったものに支障があるということで、今回補正で購入をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 了解です。

○杉田源太郎委員 ちょっと確認です。

今回の台風の中、前回第19号台風のときにも、道路がちょっと崩れたというのが、上小杉地域、清流館高校へ曲がる大井川、150号線から清流館高校のほうに曲がる場所なんですけど、そこのところの田んぼからどンドンどンドン水が流れて反対側の田んぼに流れ込んで、そこの田んぼのほうは崩れていっちゃったということなんですけど、すぐ道路課のほうに電話して、すぐ対応していただいて、そこの修理というのは、道路維

持費という7ページ、8ページのところの道路維持費というところでやるということによろしいですか。

○新村浩三道路課長 そちらの補修につきましては、道路の路肩の修繕がありますので、そちらのほうの修繕のほうで対応させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。

それ、またすぐやっていただきたいんですけど、今、先ほど言いましたように、台風第19号のときでも同じことが起こった。同じように、ちゃんと補修をしたにもかかわらず、また同じように、その田んぼのほうに崩れてしまって、非常に危険だなという感じがしました。

その原因というのは、常案寺川のほうに流れる、まだ2級河川になっていないところですけど、その水路のところがいっぱいになっちゃって、田んぼのほうに逆流するんですよね。逆流したのが田んぼの中から水がぼーっとあふれ出て道路を越して、下のほうの田んぼに崩れていったということです。

その原因を、前にもちょっとどこかの職員の方にお話ししたと思うんですけど、そこへ田んぼのほうから本当は水を用水に流し出す、その径ですけど、その径がほかのところと比べて約500パイぐらいですかね……。

○渋谷英彦委員長 端的にお願いします。

○杉田源太郎委員 だから、その予算の中で、その径が大きいことによって逆流がすごくしやすくなっちゃっている。そういうものがこの中の農業施設のどうのこうのところで検討はされているのかどうか、お伺いします。

○新村浩三道路課長 先ほどの今の件ですけれども、今、私どものほうで道路のほうの路肩のほうの確認をしたんですけど、ちょっとそちらの排水のほうの径の大きさ等のところまでは、すみません、確認を、そこまで見ていないものですから、ちょっとそこについての道路補修とはまた別な観点のところでお答えさせていただきますけれども。

○大本裕一経済部長 お答えをいたします。

復旧費ということになっていきますので、径の見直しとか、そういったことはこの予算の中では対応ができないんですけど、今、御要望を承りましたので、関係部局でどういう対応ができるかということは検討したいと思います。

○渋谷英彦委員長 では、ほかに。

よろしいですか。

○深田ゆり子委員 すみません、最後に。7ページ、8ページの河川維持費のところ、先ほど2級河川に関連、台風第15号の関連事業ということで、修繕費とかもあると思うんですけど、石脇川の新石脇川水門、これが一番、夜中の1時ぐらいに最大降水量が110ミリというお話もありましたけれども、24時間の間で石脇川水門がどういう状態だったのか。最大降水量のときもどういう状態だったのかとか、そこが閉まってしまって、浜当目に石脇川の水量がどんどんあふれて越水して氾濫して流れていったのではないかという意見も地元の人からあります。

なので、その状況を県と島田土木事務所ですか、そこでどういう状況だったのかというのは聞いておりますか。

○小長谷雅彦河川課長 今の水門の関係ですけれども、瀬戸川、2級河川が県の河川で、そこに流入する石脇川も県の河川ということで、水門も県の水門、維持管理となっております。

今回の台風第15号におけます、その水門の開閉につきまして、県のほうに確認したところ、閉めていないというような回答はいただいております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 では、ほかにはないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第51号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。よって、議第51号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

以上で、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会 (11:20)